

## 指定管理者候補者の選定結果について

[県営漁港のプレジャーボートの停係泊等に係る施設(稲取、静浦、焼津(焼津地区)、焼津(小川地区)、網代、妻良)]

静岡県交通基盤部港湾局港湾企画課

### 1 指定管理者候補者の選定

県営漁港のプレジャーボートの停係泊に係る施設(稲取、静浦、焼津(焼津地区)、焼津(小川地区)、網代及び妻良)については、平成18年度から漁業者とプレジャーボート(以下「PB」という。)利用者との利用調整及びPB利用者へのサービス向上等を期待して指定管理者制度を導入している。平成29年3月末をもって現指定管理期間が満了となるため、次期指定管理者の候補者を選定した。

### 2 施設の概要

施設の名称	稲取・静浦・焼津(焼津地区及び小川地区)・網代・妻良の各県営漁港のPB停係泊等に係る施設			
設置目的	PBの係留保管の適正化を図ることにより、公共水域等の秩序の維持、県民の生活環境の保全及び海洋性レクリエーション活動の健全な発展に寄与することを目的とする。			
供用開始所在地施設概要	漁港名	漁港の指定年月日	所在地	PBの停係泊等に係る施設 PBの停係泊又は陸置きに係る次に掲げる甲種(県有)漁港施設 ・岸壁 ・物揚場 ・栈橋 ・浮栈橋 ・船揚場 ・泊地 ・船舶保管施設
	稲取	昭和27年2月12日	賀茂郡東伊豆町稲取	
	静浦	昭和26年2月21日	沼津市静浦	
	焼津	昭和26年8月21日	焼津市中港ほか	
	網代	昭和26年8月21日	熱海市網代ほか	
	妻良	昭和27年10月21日	賀茂郡南伊豆町妻良ほか	
PB許可件数	(単位:隻)			
	漁港名	26年度	27年度	28年度
	稲取	11	11	11
	静浦	282	271	275
	焼津(焼津地区)	99	95	93
	焼津(小川地区)	72	68	67
	網代	24	23	18
	妻良	1	1	1
計	489	469	465	
現在の管理運営状況	漁港名	指定管理者名		
	稲取	伊豆漁業協同組合		
	静浦	静浦漁業協同組合		
	焼津(焼津地区)	焼津漁業協同組合		
	焼津(小川地区)	小川漁業協同組合		
	網代	いとう漁業協同組合		
妻良	伊豆漁業協同組合			
平成28年度当初委託料	委託料なし(全額利用料金制)			

### 3 指定管理者の募集

募集方法	単独	
	(理由) 漁船とPBとの間の利用調整を適切に行うことができる能力や周辺海域の地形及び利用者の外洋安全航行を支援する能力などを総合的に考慮した結果、公募によらず、地元漁協から単独で申請を受けることとした。	
申請期間	(申請要項配布) 平成28年9月15日 (申請受付) 平成28年10月3日～10月7日	
申請内容	事業計画書の提出	「静岡県営漁港内プレジャーボートの停係泊等に係る漁港施設指定管理者申請要項」に基づき、事業計画書その他要項に定める書類を提出する。
	管理運営方針	「静岡県営漁港内プレジャーボートの停係泊等に係る施設の管理運営業務の基準」に定める目的、戦略項目及び戦術に基づく管理運営を行う。
	指定の基準	知事は、申請があったときは、次に掲げる基準のいずれにも該当するもののうちから、最も適切に指定管理施設の管理を行うことができると認められるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。 (1) 事業計画書の内容が、県民の平等な使用を確保することができるものであること。 (2) 事業計画書の内容が、指定管理施設の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。
	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更新許可申請書の仮受付及び現地確認等に関する業務</li> <li>・利用料金の徴収等に関する業務（利用料金は、条例に定める額の範囲内であらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定め、指定管理者が収入として収受する）</li> <li>・PBの監視等に関する業務</li> <li>・関係機関等との調整に関する業務</li> <li>・指定施設の清掃に関する業務</li> <li>・指定施設の整備・補修等に関する業務（原則として、水産庁からの「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第22条の承認及び漁港施設用地等利用計画の承認後の対応）</li> <li>・指定管理者の持つノウハウを活用し、利用者のニーズに合ったサービスの提供</li> </ul>
	指定期間	平成29年4月1日～平成34年3月31日（5年間）
	県が支払う委託料	委託料なし（全額利用料金制で対応）
	利用料金制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用料金は、条例に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。</li> <li>・利用料金は、指定管理者の収入とする。</li> </ul>

#### 4 指定管理者評価委員会

評価方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有識者等による「静岡県営漁港内プレジャーボート保管施設指定管理者評価委員会」を設置する。</li> <li>・委員会において、申請者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、申請者の事業計画等を多面的に評価する。</li> </ul>			
評価委員	<委員長> 小林 宏行 (海事代理士) <委員> 大石 真裕 ((一財)静岡経済研究所主席研究員) 小路 英之 (静岡県マリナー協会理事) 関 いずみ (東海大学海洋学部教授) 山本 隆 (弁護士)			
評価項目及び配点	区分	評価項目	配点	
	(1) 経営計画	経営計画	20	
	(2) 本事業の実施に対する基本的な考え方	本事業に対する基本方針	20	
		本事業参加の意欲	15	
		本事業における事業特性及び課題の認識	15	
	(3) 本事業の実施体制についての考え方	実施体制の内容	20	
		企画運営、施設維持の技術に係る執行体制	15	
		事業の継続性、安定性についての考え方	15	
		維持管理、緊急時の対応	20	
	(4) 本事業の目的達成についての考え方	職員の能力育成	15	
		料金設定・サービスの向上	15	
		効果的・効率的な管理運営	15	
			要望事項に対する改善の状況	15
			配点計	200

#### 5 指定管理者の選定

##### (1) 指定管理者候補者

指定管理者候補者	稲取漁港	伊豆漁業協同組合
	静浦漁港	静浦漁業協同組合
	焼津漁港 (焼津地区)	焼津漁業協同組合
	焼津漁港 (小川地区)	小川漁業協同組合
	網代漁港	いとう漁業協同組合
	妻良漁港	伊豆漁業協同組合
団体の概要	水産業協同組合法第 11 条に規定された範囲における事業を実施する。	

(2) 選定経過

申請者	区分	団体名	所在地																												
	稲取	伊豆漁業協同組合	下田市外ヶ岡																												
	静浦	静浦漁業協同組合	沼津市獅子浜																												
	焼津(焼津地区)	焼津漁業協同組合	焼津市城之腰																												
	焼津(小川地区)	小川漁業協同組合	焼津市小川																												
	網代	いとう漁業協同組合	伊東市新井																												
	妻良	伊豆漁業協同組合	下田市外ヶ岡																												
選定経過	平成28年10月24日に静岡県営漁港内プレジャーボート保管施設指定管理者評価委員会を開催し、申請者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、申請者の事業計画等を多面的に評価した結果、すべての申請者が候補者に選定された。																														
選定にあたっての考え方	<p>(1) 条例基準に照らして指定管理者にふさわしいかどうか。          ※条例基準（条例第23条の2）</p> <p>①事業計画書の内容が、県民の平等な使用を確保することができるものであること。          ②事業計画書の内容が、指定管理施設の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。          ③事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。</p> <p>(2) 申請者が指定管理者として事業を実施していくにあたり、利用者サービスを図った点は何か。</p> <p>(3) 申請者に対して改善等を求めるべき点はあるか。          委員は以上の視点から、評価項目毎5段階で評価を行い、各委員の評価点の平均点（小数第2位四捨五入）に傾斜配点を乗じて配点とする。配点の合計（200点満点）に応じて4段階で総合評価を行い、可以上を適当とする。          4段階の総合評価基準は下記の通り。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配点合計（200点満点）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">適当</td> <td>優</td> <td>170点以上</td> </tr> <tr> <td>良</td> <td>140点以上 170点未満</td> </tr> <tr> <td>可</td> <td>100点以上 140点未満</td> </tr> <tr> <td>不適当</td> <td>要改善</td> <td>100点未満</td> </tr> </tbody> </table>			区分	配点合計（200点満点）	適当	優	170点以上	良	140点以上 170点未満	可	100点以上 140点未満	不適当	要改善	100点未満																
区分	配点合計（200点満点）																														
適当	優	170点以上																													
	良	140点以上 170点未満																													
	可	100点以上 140点未満																													
不適当	要改善	100点未満																													
採点結果及び講評	<p>(1) 採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁港</th> <th>申請者</th> <th>採点結果</th> <th>総合評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稲取</td> <td>伊豆漁業協同組合</td> <td>142.6点</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>静浦</td> <td>静浦漁業協同組合</td> <td>143.0点</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>焼津(焼津地区)</td> <td>焼津漁業協同組合</td> <td>134.6点</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>焼津(小川地区)</td> <td>小川漁業協同組合</td> <td>138.4点</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>網代</td> <td>いとう漁業協同組合</td> <td>132.2点</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>妻良</td> <td>伊豆漁業協同組合</td> <td>114.4点</td> <td>可</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 講評</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請者において漁業者の立場に傾いている部分が見受けられる。PB利用者増について、計画書にある通りの意欲的な取り組みに期待する。</li> <li>時間はかかると思うが漁業とレジャーの調整を漁協が中心で行うというのは意味がある。PB利用者が気持ちよく係留できるようになればと思う。</li> <li>指定管理者になるということを前向きに考え、漁業者とPB利用者の共存共栄を図るという観点から取り組んで欲しい。</li> </ul>			漁港	申請者	採点結果	総合評価	稲取	伊豆漁業協同組合	142.6点	良	静浦	静浦漁業協同組合	143.0点	良	焼津(焼津地区)	焼津漁業協同組合	134.6点	可	焼津(小川地区)	小川漁業協同組合	138.4点	可	網代	いとう漁業協同組合	132.2点	可	妻良	伊豆漁業協同組合	114.4点	可
漁港	申請者	採点結果	総合評価																												
稲取	伊豆漁業協同組合	142.6点	良																												
静浦	静浦漁業協同組合	143.0点	良																												
焼津(焼津地区)	焼津漁業協同組合	134.6点	可																												
焼津(小川地区)	小川漁業協同組合	138.4点	可																												
網代	いとう漁業協同組合	132.2点	可																												
妻良	伊豆漁業協同組合	114.4点	可																												